

2026 年 8 月 20 日

受験生ならびに関係者各位

立命館大学大学院法務研究科

2027 年度入学試験（前期日程） 民法の問題の誤りについて（お詫び）

2026 年 8 月 2 日に実施しました 2027 年度入学試験（前期日程）の B 方式 2 限目「民法」の問題に下記のとおり誤りが発生しました。受験生ならびに関係者各位に深くお詫び申し上げます。

記

1. 当該入学試験と誤りの内容

- (1) 実施日程：2026 年 8 月 2 日（日）
- (2) 入試方式：2027 年度入学試験（前期日程）B 方式
- (3) 誤りのあった科目：民法
- (4) 誤りのあった問題：大問Ⅱの選択問題〔1〕，〔2〕のうち〔1〕の（問 2）
- (5) 誤りの内容：問題〔1〕の与件に対して（問 2）文中の字句に不整合があった。

（以下、誤った字句を含んだ大問Ⅱの選択問題〔1〕）

Ⅱ 次の問題〔1〕または〔2〕のうち、1 問を選択して解答しなさい。（100 点）

〔1〕 次の文章を読んで、下記の問題に答えなさい。それぞれの問は独立したものである。

1 会社を経営し、京都市内に複数の不動産を所有する A は、秘書の B に対して、所有する甲土地を時価 3500 万円で購入してくれる買主を探して売却するよう依頼し、委任事項欄が白紙の委任状や実印等を B に渡した。

2 B は A から依頼を受けた際、乙土地を売却すると聞き間違えており、乙土地の買い手を探していたところ、C から乙土地の購入を希望する連絡を受けた。2026 年 3 月 31 日、B は A から交付された白紙委任状に「乙土地売却に関する一切の事項」と記入した上で C に提示し、C に乙土地を 3500 万円で売却する旨の契約（以下「本件売買契約」とする。）を締結した。同年 4 月 7 日、C は、B から指定された A 名義の銀行口座に売買代金 3500 万円を支払い、同日、乙土地について A から C への所有権移転登記が行われた。なお、C は契約締結時において、B が売却をする土地について聞き間違えたことを知らなかったが、乙土地の時価が 5000 万円であることを事前に調査して把握していた。

（問 1）①（略）（30 点） ②（略）（30 点）

（問 2）

2026 年 5 月 11 日、A は事実 2 の事情を知り B を呼びつけ、本件売買契約を解

消して乙土地の所有権移転登記をA名義に戻すよう命じた。Bは慌ててCを訪ね、事情を説明して本件売買契約を解消し登記をAに戻して欲しいと懇願したところ、Cは本件売買契約を取消し、C名義の所有権移転登記を抹消すると述べた。しかし、その後もC名義の登記が放置された。同年7月13日、Cは、Dとの間で乙土地の売買契約を締結し、代金を4000万円とし、同日、DはCに代金4000万円を支払い、Cは甲土地をDに引き渡し、所有権移転登記も行った。その後、Aは乙土地の所有名義がDになっていることに気づき、同年8月3日、Dに対し、甲土地の所有権移転登記抹消請求をした。Aの請求の当否を論じなさい。(40点)

(6) 正誤の内容

正誤の箇所 大問Ⅱの選択問題の[1]のうち(問2)上から7,9行目

(誤) 7行目 Cは甲土地 9行目 Dに対し、甲土地の

(正) 7行目 Cは乙土地 9行目 Dに対し、乙土地の

2. 誤りへの対応

(1) 試験時間中の14時10分頃までにすべての試験会場に正誤表を配付して受験生に周知を行いました。試験時間中と試験終了後に、正誤が発生したことへの対応について受験生より寄せられた質問には、正誤表が発生したことを踏まえて採点を行うことを回答しました。

(2) 採点にあたっては、①正誤を反映した解答、②正誤を反映しない解答、③もとより不正解な解答があることを予定したうえで、[1]の与件で示した乙土地の売買と所有権移転を踏まえたAの乙土地に対する所有権の観点から、Aの請求の適否について解答することができているかどうかを指標にして答案の採点を行いました。具体的には以下のとおりです。

誤記訂正前の事実を整理すると、「Aの代理人BとCとの間で締結された乙土地の売買契約がCにより取り消された(115条)にも関わらず、CがC名義の所有権移転登記がされたままになっている乙土地をDに売却した。しかしながら、Cは契約目的物ではないA名義の甲土地をDに引き渡し、所有権移転登記を行った。その後、Aは乙土地の名義がDになっていることに気づきしかしながら、Dに対して甲土地の所有権移転登記抹消請求をした」、という事実関係になります。

この事実関係に基づいて解答した場合、Aの請求の根拠は、CはAから直接甲土地を買い受けていないため無権利者であり、したがって、Cから甲土地の引き渡しを受けたDもまた無権利者であるから、甲土地の所有権は依然としてAに帰属する(206条)というものとなります。

これに対して、Dの側からは、94条2項の類推適用により保護されるとの反論が考えられます。すなわち、AC間では通謀もこれに基づく虚偽の意思表示もないから94条は直接適用できないが、民法94条2項の類推適用により、自身は第三者として保護されるという反論です。

民法94条2項の趣旨は、虚偽の外観を作出した権利者に帰責性が認められる場合に、その外形を信頼して取引関係に入った第三者を保護することで取引の安全を図ることにあります。こ

のように考えれば、たとえ当事者間において通謀による虚偽の意思表示がなくとも、①虚偽の権利の外観が存在しており、②虚偽の外観作出につき真正権利者の帰責性が認められ、③第三者の信頼が存在すれば当該第三者は保護されます。

D が乙土地の売買契約締結時に、甲土地の登記名義も併せて確認していたとしても、それは A 名義であったのですから、真正な権利の外観であり虚偽の外観ではありません（要件①不充足）。したがって、要件②、③の要件の充足を検討するまでもなく、94 条 2 項の類推適用は認められません。以上のことから、A の請求が認められることになります。

誤記訂正後の事実を整理すると、「A の代理人 B と C との間で締結された乙土地の売買契約が C により取り消された（115 条）にも関わらず、C が C 名義の所有権移転登記がされたままになっている乙土地を D に売却した。その後、C は契約目的物である乙土地を D に引き渡し、所有権移転登記を行った。その後、A は乙土地の登記名義が D になっていることに気付き、D に対して乙土地の所有権移転登記抹消請求をした」という事実関係になります。誤記訂正後の事実関係に基づいた解答については、別途公開している講評をご覧ください。

- (3) 採点の結果、答案のほとんどは①正誤を反映した解答で、少数の②正誤を反映しない解答、③もとより不正解な解答でした。①、②について正誤の字句に関わらず、訂正前問題文、訂正後問題文のいずれに基づいた答案についても、前提とされた事実に基づいて採点を行い、民法の得点としました。

<試験問題の公表>

8 月 2 日（日）に実施した 2027 年度入学試験（前期日程）の試験問題は、法務研究科の Web サイトに公表します。公表する試験問題には、正誤が発生した字句は正しい字句を反映しています。

以上